

豊田市グリーン・クリーンふじの丘廃棄物処理要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 廃棄物の搬入基準
- 第3章 火災等の被災廃棄物の取扱基準
- 第4章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市グリーン・クリーンふじの丘における一般廃棄物(以下「廃棄物」という。)の処理に関し、必要な事項を定める。

第2章 廃棄物の搬入基準

(廃棄物の搬入量の計量)

第2条 廃棄物の搬入量は、グリーン・クリーンふじの丘が設置する計量器において搬入時に廃棄物を積載した状態で車両重量の計量を行い、場内で廃棄物の処分を行った後に、再度、車両重量の計量(以下「2回目計量」という。)を行うことにより、その計量の差によって算出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ車両の空車時の重量を登録した車両にあつては、当該空車時の重量を2回目計量の重量とみなして、廃棄物の搬入量を算出することができるものとする。

(搬入車両の制限)

第3条 グリーン・クリーンふじの丘へ廃棄物を搬入することのできる車両は、次のとおりとする。

- (1) 総重量が30トン以下の車両
- (2) 車両の高さが3.8メートル以下の車両
- (3) 車両のホイールベースが9メートル以下の車両
- (4) 車両幅が2.5メートル以下の車両

(搬入することのできるもの)

第4条 グリーン・クリーンふじの丘に搬入することのできるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち不燃性のものとし、次の各号に定めるところによる。ただし、別表第1に掲げるものを除くものとし、ごみの分別基準は、豊田市の分別基準を基本とする。

- (1) 家庭系不燃物(埋めるごみ及び金属ごみ。ただし、焼却残渣を除く。)
- (2) 事業系不燃物(豊田市が管理する焼却施設の焼却残渣、し尿処理施設の焼却残渣及び沈砂、事業系の焼却残渣)

(埋立てすることのできないもの)

第5条 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物は、埋立てすることができない。

(搬入量の制限)

第6条 グリーン・クリーンふじの丘に搬入することのできる廃棄物のうち、次の各号に掲げるもので、一時的に多量なものについては、搬入量を制限できるものとし、その量については1か月当たり1トンとする。ただし、り災、災害等に伴う廃棄物の搬入量については、施設管理者と協議の上、決定するものとする。

- (1) コンクリートがら、柱材、屋根材及び壁材
- (2) 前号に定めるもののほか多量であるためにグリーン・クリーンふじの丘で適正な処理が

困難であるもの

(利用者の遵守事項)

第7条 グリーン・クリーンふじの丘の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 場内では案内標識に従うとともに、安全運転に努めること。
- (2) 利用時間前に、グリーン・クリーンふじの丘周辺道路で待機のための駐車をしないこと。
- (3) びん、缶類及び鉢類は水ですすぐなどして、中身が流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないようにすること。
- (4) アスベストが混入している恐れのあるスレート材やグラスウール等の断熱材は、袋で密閉するなど飛散防止措置を施すこと。
- (5) 刃物類及び割れたガラス等は紙等に包んで搬入すること。
- (6) ダンプング施設での廃棄物の投入は、職員の指示により転落防止等安全に注意して利用者自ら行うこと。
- (7) 廃棄物の投入は速やかに行い、長時間にわたり投入場所を占有しないこと。
- (8) 適正な廃棄物の搬入の確認及び利用者への指導を行うために職員が実施する搬入検査に協力すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、適正な廃棄物の受入及び安全確保のために職員が指示する事項に従うこと。

(廃棄物の持ち帰り)

第8条 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、搬入者に廃棄物の持ち帰り、その他必要な指示をすることができる。

- (1) 前条に掲げる事項を遵守しない場合
- (2) 別表第1の搬入禁止物を搬入しようとした場合
- (3) 廃棄物の排出場所が、豊田市内、みよし市内以外であることが判明した場合
- (4) 収集市町名を偽って搬入しようとした場合
- (5) グリーン・クリーンふじの丘の利用許可を受けないで搬入しようとした場合
- (6) 搬入物を偽って搬入しようとした場合
- (7) グリーン・クリーンふじの丘に搬入することのできる廃棄物以外の廃棄物又はその他の廃棄物と分別しないで搬入しようとする場合
- (8) 前各号のほか指示遵守事項に従わない場合

(利用時間)

第9条 豊田市一般廃棄物処理施設管理規則(平成7年規則第2号。)第2条第3項の規定に基づき、利用時間のうち正午から午後1時までを、法第7条の規定に基づき市長の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)の利用時間から除くものとする。

第3章 火災等の被災廃棄物の取扱基準

(被災廃棄物の搬入)

第10条 火災等により被災した者は、被災した家屋及び動産(以下「被災廃棄物」という。)のうち、不燃性のものをグリーン・クリーンふじの丘に搬入することができる。

- 2 前項の被災廃棄物を搬入する場合には、官公庁が発行する被災を証明する書類を添えてグリーン・クリーンふじの丘の利用の申請を行うこととする。
- 3 被災廃棄物の搬入は、グリーン・クリーンふじの丘の利用日における利用時間内に行うものとする。

第4章 雑則

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
(豊田三好事務組合グリーン・クリーンふじの丘管理運営要綱の廃止)
- 2 豊田三好事務組合グリーン・クリーンふじの丘管理運営要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

グリーン・クリーンふじの丘搬入禁止物

No.	区 分	主 な 内 容 物
1	危険物	・農薬、その他毒性の強い危険を伴う薬品 ・塗料、ペンキ類でシンナー、ベンジン等の引火性の強いものが混入したもの
2	火気のあるもの	・焼却灰で火気のあるもの ・火災による残焼物で火気のあるもの ・その他火気のあるもの
3	著しく悪臭を発生するもの	・残渣物
4	体積の大きなもの	・長さ2m、幅2m、高さ0.7m以上のもの ※1 （浄化槽、電気温水器等）
5	長大なもの	・長さが2m、直径30cm以上の物 ※1
6	車両、動力機類	・自動車（カート含む。） ・自動二輪車（ポケットバイク含む。） ・原動機付自転車 ・発電機 ・ジェットスキー ・上記対象物の構成部品で、そのもの自体と判断できるもの（シャーシ、トランスミッション等） ・エンジン類（原動機付自転車以上のもの）
7	感染性のもの	・注射器 ・注射針
8	機械の故障につながるもの	・厚さ15mm以上の金属のかたまり ・1メートル以上のワイヤーロープ
9	市で収集しないもの	・タイヤ ・パソコン ※2 ・バッテリー ・農業用機械 ※3 ・ポンベ ・ピアノ ・石、土、砂 ・家電4品目 ※4 ・廃消火器

※1 ただし、搬入者が切断できないものであって、施設管理者が認めたものについてはこの限りではない。

※2 ただし、製造メーカー又はパソコン3R推進センターへ問い合わせた結果、廃棄物として判断されたもので、施設管理者が認めたものについてはこの限りではない。

※3 ただし、耕運機等の走行機でなく、かつ、上記No. 4、5、6、8にあてはまらないもので、施設管理者が認めたものについては、この限りではない。

※4 家電4品目の処理は、家電小売店・量販店に依頼する。又は、指定取引場所に直接搬入する。